

声明文（ハヤト裁判・名古屋地裁判決について）

2019年2月22日

ハヤト裁判弁護団

ハヤト裁判を支援する会

本日、名古屋地方裁判所民事第4部は、鶴田早亨さん（当時28歳）が障害者支援施設の外に出てしまいドーナツ店でドーナツを喉に詰まらせ死亡した事故について、施設を運営する社会福祉法人■■■■会（以下「被告」といいます）の過失責任を否定し、損害賠償の請求を棄却するという不当判決を下しました。

判決は、施設の内側と外側を隔てる■■■■扉を開けたのが施設の職員か出入りの業者か明らかではないこと、それまで早亨さんが施設の外に無断で出たことはなかったこと、これまで他の利用者が施設の外に無断で出たことはあるが事故は起きていなかったこと、施設の職員が目を離した時間が数分であったこと等を理由として、早亨さんが施設の外に出てしまったことについて施設側に過失はないとの判断を示しました。

しかし、施設長や担当者の証人尋問や施設側の記録などの客観的証拠に基づけば、■■■■の扉を開けたのが施設の職員であることは明らかです。また、過失を否定する他の理由についても、到底理由になるものではありません。

行動障害をとともなう重度の障害者を預かる施設として、施設入所者の安全を確保するために扉の管理をすることは基本です。鍵が開いているときには、目を離す瞬間をつくらないというのも施設職員として基本的な義務です。これらの施設として当然につくすべき義務を怠っていることの明らかな事故について過失を否定することは、施設における事故から施設を免責したに等しい暴挙です。障害者も障害者施設も全くしらない非常識な判決という他ありません。

弁護団としては、直ちに控訴をして、控訴審において施設の責任を明確にさせ、「命の平等」を認める判決を勝ち取りたいと考えています。

以上